

# 座間市環境美化条例 逐条解説



座間市くらし安全部クリーンセンター

令和5年4月

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における喫煙の制限、空き缶等の投棄等の禁止、飼い犬等のふんの放置等の禁止、落書きの禁止について必要な事項を定めることにより、地域環境の美化を促進し、市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。

【趣旨】

- 条例の目的を示しています。条例を解釈する上での指針となるものです。

【解釈】

- 条例では、市民の快適な生活環境を確保するために、「公共の場所における喫煙の制限」、「空き缶等の投棄等の禁止」、「飼い犬等のふんの放置等の禁止」及び「落書きの禁止」について必要な事項を定めるとともに、市、市民等、事業者及び所有者等の責務を明確にし、地域環境の美化を促進します。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市の区域内に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は本市に滞在し、若しくは本市を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市の区域内において、事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (3) 所有者等 市内に所在する土地又は建物その他の工作物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (4) 公共の場所 道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所をいう。
- (5) 喫煙 たばこを吸う行為又は火の付いたたばこを所持する行為をいう。
- (6) 路上喫煙 公共の場所で喫煙をすること。ただし、公共の場所を管理する権限を有する者が設置した喫煙場所での喫煙は、この限りではない。
- (7) 空き缶等 飲料を収納していた缶、瓶その他の容器をいう。
- (8) 飼い犬等 飼い犬、飼い猫その他の人が飼育している動物をいう。
- (9) 落書き 書かれた文字、図形若しくは絵画をいう。

【趣旨】

- 条例で使用する用語の意義を定義しています。それぞれの用語の意義を明確にし、解釈上の疑義をなくすものです。

【解釈】

- 第3号の「その他の工作物」とは、建物、土地に人工的に設けられた柵、塀、門などのほか、銅像などのモニュメント、電柱、郵便ポスト、遊具、歩道橋など全ての工作物を含みます。
- 第4号の「その他の公共の用に供する場所」とは、学校、公民館、図書館等、全ての公共施設をいい、建物その他の工作物を含みます。
- 第5号の「喫煙」とは、たばこ（紙巻たばこ、葉巻たばこその他これらに類するものをいう。）に限らず、加熱式たばこを吸う行為又は加熱された加熱式たばこを所持する行為も、「喫煙」と見なします。
- 第7号の「その他の容器」とは、空のものだけでなく、中身の入っている又は残っている缶、瓶、ペットボトル、プラスチック製の容器、菓子袋、紙製のパックや包装紙などをいいます。また、その容器の栓、ふた及びキャップも含みます。
- 第8号の「飼い犬等」とは、犬や猫以外にも愛玩動物として飼育されている哺乳類、鳥類、爬虫類等に属する動物も含みます。
- 第9号の「落書き」とは、所有者等の承諾を得ずに書かれた文字、図形又は絵画をいいます。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、総合的な施策を計画的に実施するものとする。

2 市は、地域の環境美化の促進及び環境を悪化させる迷惑行為の防止に関し、市民等、事業者及び所有者等の意識を啓発するよう努めるとともに、市民等、事業者及び所有者等がこの条例の目的を達成するために行う自主的な取組を支援するよう努めるものとする。

- 条例の目的を達成するため、市が果たすべき責務について規定したものです。

【解釈】

- 第1項の「総合的な施策」とは、条例の目的を達成するため、行政全体として複合的、連続的に施策を実施することです。
- 第2項は、「市民等、事業者及び所有者等」へ環境美化等を啓発するよう努めるとともに、環境美化活動に係る自主的な取組に対して支援するよう規定しています。
  - (1) 条例の目的である、地域環境の美化を促進し、市民の快適な生活環境を確保するため、市民等、事業者及び所有者等に対する意識の啓発及び広報活動を推進します。

- (2) 啓発事業として、キャンペーンの実施、啓発看板の設置及び配布、各種イベント等での啓発を行います。
- (3) 環境美化活動を行う団体やボランティア等との協働を推進します。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、地域環境の美化の意識を高め、快適な生活環境の確保に努めるとともに、この条例の目的を達成するために実施する市の施策に協力するよう努めるものとする。

- 条例の目的を達成するため、市民等が果たすべき責務について規定したものです。

【解釈】

- 本条は、市民等の責務として、地域環境美化に対する意識を高め、地域において自らが快適な生活環境の確保に積極的に努めるとともに、市が実施する環境美化施策に協力するよう努めることを定めています。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動によって快適な生活環境を損なうことのないよう自らの責任において必要な措置を講ずるとともに、この条例の目的を達成するために実施する市の施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

- 条例の目的を達成するため、事業者が果たすべき責務について規定したものです。

【解釈】

- 本条は、事業者の責務として、事業活動によって快適な生活環境を損なうことのないよう、事業活動を行う地域において、その地域の一員として主体的に環境美化に取り組むとともに、市が実施する環境美化施策に協力するよう努めることを定めています。
- 「事業活動」とは、事業者が成果を上げるため、一定の行為を繰り返し行うことをいいます。なお、市が実施する公共事業も事業活動に含まれます。

- 「必要な措置」とは、条例で規定する禁止行為をなくすため、製造販売等の事業活動に当たり、空き缶等の投棄防止などの啓発事業や、空き缶等を回収する容器・設備等の設置に努めることをいいます。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地、建物その他の工作物の美化に努めるとともに、この条例の目的を達成するために実施する市の施策及びその周辺環境の美化に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

- 条例の目的を達成するため、所有者等が果たすべき責務について規定したものです。

【解釈】

- 本条は、所有者等の責務として、自ら所有し、占有し、又は管理する土地、建物その他の工作物の周辺環境の美化を図るため、その土地の草刈り、建物又はその他の工作物の清掃等に努めるとともに、市が実施する環境美化施策に協力するよう努めることを定めています。

(公共の場所における喫煙の制限)

第7条 公共の場所において喫煙をしようとする者は、携帯用灰皿を携帯し、又は灰皿が設置されている場所で喫煙をするとともに、周囲の者に迷惑をかけないように努めなければならない。

【趣旨】

- 公共の場所における喫煙マナーの励行について、規定したものです。

【解釈】

- 公共の場所における喫煙は、ポイ捨てにつながるが多いため、携帯用灰皿の携帯又は灰皿が設置されている場所での喫煙の励行規定を設けるとともに、周囲の者に迷惑をかけないように努力義務を定めたものです。
- 公共の場所において喫煙をしようとする者は、携帯灰皿を携帯しての喫煙や灰皿が設置されている場所での喫煙であっても、不特定多数の人が往来している場所では、喫煙行為を不快と感じる人もいることから、周囲の者に迷惑をかけないように努めなければなりません。

- 本条は、道路、公園、広場など公共の場所での喫煙を対象としていますので、コンビニエンスストアなど民有地の敷地内に灰皿を設置し、その敷地内で喫煙することは、本条の対象になりません。

(路上喫煙禁止区域)

第8条 市長は、路上喫煙を禁止する必要があると認める区域を、路上喫煙禁止区域(以下「禁煙区域」という。)として指定することができる。

- 2 市長は、禁煙区域を指定したときは、その旨を告示し、当該区域内に禁煙区域である旨を掲示しなければならない。
- 3 市民等は、禁煙区域において、路上喫煙をしてはならない。
- 4 市長は、禁煙区域の指定を変更し、又は解除することができる。
- 5 前項の規定により禁煙区域の指定を変更し、解除したときは、第2項の規定を準用する。

【趣旨】

- 「路上喫煙禁止区域」(以下「禁煙区域」という。)の指定等について規定したものです。

【解釈】

- 禁煙区域は、市内における吸い殻のポイ捨て状況や路上喫煙の状況を勘案した上で、市長が指定します。
- 禁煙区域内では、定められた場所(灰皿が設置されている場所)以外の場所での喫煙を禁止します。
- 禁煙区域の指定をした場合は、告示し、当該区域内に禁煙区域であることを掲示します。また、禁煙区域の状況の変化によって、必要とされるときは、当該禁煙区域の指定の変更又は解除をします。

(空き缶等の投棄等の禁止)

第9条 市民等は、公共の場所に空き缶等、たばこの吸い殻その他の廃棄物を投棄し、又は放置してはならない。

【趣旨】

- 公共の場所における空き缶等、たばこの吸い殻等の禁止行為について規定したものです。

【解釈】

- 「その他の廃棄物」とは、チューインガムのかみかす、紙くすなど軽微なもので、捨てられることによってごみの散乱の原因になるものをいいます。

(飼い犬等のふんの放置等の禁止)

第10条 市民等は、公共の場所に飼い犬等のふんを放置し、又は投棄してはならない。

【趣旨】

- 公共の場所における飼い犬等のふんの禁止行為について規定したものです。

【解釈】

- 飼い犬等のふんの放置等は、公共の場所の美観を損ね、公共の場所を利用する者や、公共の場所付近を通過する者に対して、不快感を与えます。良好な生活環境を確保するため、禁止行為としています。

(落書きの禁止)

第11条 市民等は、公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する建物その他の工作物に、落書き行為をしてはならない。

2 市長は、公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する建物その他の工作物に落書きが放置され、著しく周辺的美観を損なう状態にあると認めるときは、その所有者等に対し、当該落書きを消去するよう要請することができる。

【趣旨】

- 公共の場所等における落書き行為の禁止について規定したものです。

【解釈】

- まちの美観、清潔感を損なわないように落書き行為を禁止しています。
- 落書き行為は、刑法第260条に規定する「建造物等損壊罪」及び刑法第261条に規定する「器物損壊罪」に該当する場合がありますが、当該違反行為に対して、刑法、条例をどのように適用するかは、個々の被害を勘案して対応していきます。

- 第2項の「著しく周辺的美観を損なう状態」とは、周辺的美観を損なう状態のうち、特に人権に関するもの、わいせつ的、暴力的なもの等が、落書きとして書かれている状態をいい、このような落書きが放置されることで、地域環境の美化の促進はもとより市民の快適な生活環境の確保に支障を来すことから、所有者等に対し消去するよう要請できることとしたものです。

(立入調査)

- 第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者又は所有者等の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【趣旨】

- 事業者又は所有者等の土地等への立入調査について規定したものです。

【解釈】

- 第1項の「必要な調査」とは、調査が必要と認められた場所やその周辺の状況、所有者等について調査を行うことなどを示しています。
- 第2項の「身分を示す証明書」とは、座間市環境美化条例施行規則（以下「規則」という。）第3条に規定する「立入調査員証」を指しています。
- 第3項は、第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないことを定めています。本条における立入調査は、あくまでも本条例の施行に必要な行政上の措置として行われるものであり、刑事上の犯罪捜査のために司法警察権が認められたものと解すべきでないのは当然ですが、本項は、その取扱いに遺漏がないように、特にこの旨を明記したものです。

(指導及び勧告)

- 第13条 市長は、第8条第3項、第9条、第10条又は第11条第1項の規定に違反した者に対し、当該違反行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう口頭により指導し、又は書面により勧告することができる。

【趣旨】

- 条例に規定されている禁止事項の行為者に対し、指導及び勧告できる旨を規定したものです。

【解釈】

- 指導と勧告の違い

どちらも座間市行政手続条例において、行政指導の一つとして定義されていますが、指導と勧告の区分に明確な定義はありません。本条例においては、違反行為に対する中止、是正措置への対応として、まず口頭により指導を行い、その指導に従わない場合は規則第4条で規定する「勧告書」により勧告を行います。

(命令)

第14条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に従うよう命令することができる。

【趣旨】

- 条例に規定されている禁止事項の行為者に対し、市長が命令できる旨を規定したものです。

【解釈】

- 市長は、第13条に該当する者が、当該違反行為の中止や是正に必要な措置を講ずるよう勧告を受けたにもかかわらず、当該勧告に従わない場合は、当該勧告に従うよう命令することができることを定めています。なお、命令は規則第5条で規定する「命令書」により行います。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

- 条例の施行について必要な事項は、規則で定める旨を規定したものです。

【解釈】

- 条例の成立後、実際に運用していく際には、条例に規定されている内容だけでは具体的に事務処理を行うことができません。例えば、第8条第2項の規定により告示する事項はどのようなものか、第12条に規定されている立入調査で、立入調査をする職員が携帯しなければならない証明書はどのようなものかなどについてです。これらについて規則で定め、実際の事務処理を行います。

(罰則)

第16条 第14条の規定による命令（第8条第3項、第9条又は第10条の規定に係るものに限る。）に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。

2 第14条の規定による命令（第11条第1項の規定に係るものに限る。）に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

- 条例の実効性を確保するために、条例違反者に対する罰則について規定したものです。

【解釈】

- 地方自治法第14条では、法令に違反しない限りにおいて、条例により義務を課し、又は権利を制限することができ、かつ、罰則を設けることができるとしています。このことから、条例違反者に対して罰則を設けることは、条例の実効性を確保する上で適正かつ有効な手段になります。
- 第1項は、第14条の規定による命令のうち、禁煙区域での路上喫煙の禁止（第8条第3項関係）、公共の場所への空き缶等、たばこの吸い殻その他の廃棄物の投棄等の禁止（第9条関係）又は飼い犬等のふんの放置等の禁止（第10条関係）の違反者に対し、2万円以下の罰金に処することを定めています。
- 第2項は、第14条の規定による命令のうち、公共の場所又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する建物その他の工作物への落書き行為の禁止（第11条第1項関係）の違反者に対し、5万円以下の罰金に処することを定めています。

## 【罰則の適用に至るまでの手続きの流れ（例）】

